

※新着順に掲載。

※支給開始月が令和8年度内の案件を記載。

※揭示及びTEAMS配信用

整理番号	学内募集期限	募集機関・制度名	種別	併給制限	対象学生	学内推薦上限数	募集区分	申請手続き	金額	給付期間
R8-42	○R8年度入学の本科1年生及び2・3年生 8/15(火)	北海道公立高校生等奨学給付金	給付	なし	○学年 R8年度入学の本科1年生及び2・3年生 ○要件 1)平成26年4月1日以降の入学者 2)保護者(親権者)等が北海道内に住所を有していること(世帯の本拠地が道内) 3)以下のいずれかに該当すること ・生活保護法による生業扶助を受けている世帯 ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が182,500円未満である者 <参考:申請対象外の世帯> 1)学生が高等学校等就学支援金の支給対象とならない場合(受給期間36ヶ月超え) 2)児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金による措置費等の支弁対象となる学生であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合 3)海外赴任していた等により、保護者等全員の課税証明書が提出できない場合 4)北海道が実施する「高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業」又は「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」による給付金の給付を受けている場合 5)学生が今年度全ての期間を休学予定である場合 ※家計が急変した方へ →保護者等の「失職」「倒産」により収入が激減し、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する場合には、家計急変による区分での申請ができます。 この場合、個別に世帯状況を聞き取りの上、<u>専用の申請書類</u>をご郵送しますので、<u>本校別て電話連絡(0138-59-6434)</u>をお願いします。	なし	なし	以下の書類を郵送または持ち込みにて学生係へ提出 <共通> 1. 申請書(様式第1-1号) ※家計急変の方は別の申請書です。 2. 口座振込申出書(様式第3号) 3. 収入に関する書類 <生活保護受給世帯> 以下のいずれか ・生業扶助受給証明書(様式第2号) ・生活保護受給証明書(生業扶助を受給していること) ・学生本人分の住民票(原本) <保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が182,500円未満である者> 以下の書類 ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類(課税証明書(原本)・非課税証明書(原本)又は納税通知書(コピー可)等) ・学生本人分の住民票(原本) ※家計急変区分による申請の方は、上記に加え、下記書類が必要となりますので、ご留意願います。 1)家計急変の発生事由を証明する書類 一雇職票、雇用保険受給者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等 2)家計急変前の収入を証明する書類 一課税証明書の写し等 3)家計急変後の収入を証明する書類 一食料作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士(又は公認会計士)が作成した書類	1. 生活保護受給世帯 ⇒32,300円 2. 住民税非課税世帯 ⇒143,700円 3. 所得割合算額100円以上 105,500円未満 ※年収270～380万円相当の世帯 ⇒47,900円 4. 所得割合算額105,500円以上 182,500円未満 ※年収380～490万円相当の世帯 ⇒35,930円	2026年度限り
R8-41	○R8年度入学の本科1年生 8/28(金)	北海道公立高校生等奨学給付金 (早期支給)	給付	なし	○学年 早期支給を希望するR8年度入学の本科1年生 ○要件 1)平成26年4月1日以降の入学者 2)保護者(親権者)等が北海道内に住所を有していること(世帯の本拠地が道内) 3)以下のいずれかに該当すること ・生活保護法による生業扶助を受けている世帯 ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が182,500円未満である者 <参考:申請対象外の世帯> 1)学生が高等学校等就学支援金の支給対象とならない場合(受給期間36ヶ月超え) 2)児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金による措置費等の支弁対象となる学生であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合 3)海外赴任していた等により、保護者等全員の課税証明書が提出できない場合 4)北海道が実施する「高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業」又は「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」による給付金の給付を受けている場合 5)学生が今年度全ての期間を休学予定である場合 ※家計が急変した方へ →保護者等の「失職」「倒産」により収入が激減し、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する場合には、家計急変による区分での申請ができます。 この場合、個別に世帯状況を聞き取りの上、<u>専用の申請書類</u>をご郵送しますので、<u>本校別て電話連絡(0138-59-6434)</u>をお願いします。	なし	なし	以下の書類を郵送または持ち込みにて学生係へ提出 <共通> 1. 申請書(様式第1-1号) ※家計急変の方は別の申請書です。 2. 口座振込申出書(様式第3号) 3. 収入に関する書類 <生活保護受給世帯> 以下のいずれか ・生業扶助受給証明書(様式第2号) ・生活保護受給証明書(生業扶助を受給していること) ・学生本人分の住民票(原本) <保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が182,500円未満である者> 以下の書類 ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類(課税証明書(原本)・非課税証明書(原本)又は納税通知書(コピー可)等) ・学生本人分の住民票(原本) ※家計急変区分による申請の方は、上記に加え、下記書類が必要となりますので、ご留意願います。 1)家計急変の発生事由を証明する書類 一雇職票、雇用保険受給者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等 2)家計急変前の収入を証明する書類 一課税証明書の写し等 3)家計急変後の収入を証明する書類 一食料作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士(又は公認会計士)が作成した書類	1. 生活保護受給世帯 ⇒32,300円 2. 住民税非課税世帯 ⇒143,700円 3. 所得割合算額100円以上 105,500円未満 ※年収270～380万円相当の世帯 ⇒47,900円 4. 所得割合算額105,500円以上 182,500円未満 ※年収380～490万円相当の世帯 ⇒35,930円	2026年度限り